



和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した財務監査について、同条第9項の規定により、次の通りその結果に関する報告を決定したので、これを公表する

令和3年9月27日

和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員 川 端 正 展



同

松 本 哲 郎



財務監査結果報告

監 査 日 令和3年9月15日（水曜日）

対 象 令和2年度に執行された財務に関する事務の内、債権管理に関する事項・市町村への補助金支出に関する事項・入札及び契約に関する事項・特定期間に係る保険財政の状況、前回の財務監査において措置を求めた事項及び公印の保管方法

監査結果 監査した項目についての事務処理は、条例・規則等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

指摘事項 債権管理において、滞納が発生した年度内に、滞納者との交渉が見受けられない案件があることから、本人との接触など迅速な対応や、滞納の早期解消に繋がるような、事務局体制の充実についても検討されたい。